

仙台市分別収集計画 (第10期)

令和4年7月

1 計画策定の背景

本市では、「杜の都」の良好な環境を保全し将来へと確実に継承するため、環境への負荷が小さい資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者と協働してごみ減量・リサイクルを推進してきた。

昭和59年10月からは缶・びん等の分別収集を開始するとともに、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）に基づき、平成9年10月からはペットボトルの分別収集を、平成14年4月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を開始した。また、平成20年10月からは、家庭ごみ等有料化を契機として、紙類の定期回収を実施している。資源の有効利用と地域のコミュニティづくりに資するため、町内会等による集団資源回収を促進するほか、民間事業者の協力を得ながら、紙類等の拠点回収を行っている。また、小売事業者等と連携し、国に先行して平成19年度より有料化によるレジ袋の削減に取り組むなど、容器包装廃棄物の発生抑制にも取り組んでいる。

令和3年3月に策定した「仙台市一般廃棄物処理基本計画」においては、持続可能な資源循環都市を目指し、令和12年度までに1人1日あたりの家庭ごみ量を400グラム以下、家庭ごみに占める資源物の割合を30%以下とするなどの目標を掲げ、喫緊の課題であるプラスチック資源循環等に重点的に取り組み、さらなるごみ減量・リサイクルを推進することとしている。

このような背景のもと、本計画は容器包装廃棄物の減量・リサイクルの取り組みを一層推進するため、法第8条の規定により、令和5年度から9年度までを計画期間とする新たな計画を策定するものである。

2 基本的方向

本計画の実施にあたっては、仙台市一般廃棄物処理基本計画に掲げる以下の3つの基本方針に基づき、市民・事業者と協働してごみ減量・リサイクルに取り組み、もって資源循環都市の実現を目指すものとする。

- 基本方針1 発生抑制を中心とした3Rの推進
- 基本方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり
- 基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画の対象は次の容器包装廃棄物とする。

- (1) 主としてスチール製の容器（以下「スチール缶」という。）
- (2) 主としてアルミニウム製の容器（以下「アルミ缶」という。）
- (3) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。以下「無色のガラスびん」「茶色のガラスびん」「その他のガラスびん」という。）
- (4) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料またはしょうゆ等を充てんするための容器（以下「ペットボトル」という。）
- (5) 主としてプラスチック製の容器包装であって、ペットボトル以外の容器包装（以下「その他のプラスチック」という。）
- (6) 主として段ボール製の容器（以下「段ボール」という。）
- (7) 主として紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。以下「紙パック」という。）
- (8) 主として紙製の容器包装であって、紙パック、段ボール以外の容器包装（以下「その他の紙」という。）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	87,040t	86,610t	86,130t	85,840t	85,630t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

施策名	施策内容
使い捨てプラスチックの削減	事業者等と連携し、国に先行して取り組んできた有料化によるレジ袋削減に加え、簡易包装の推進やマイボトルの利用促進など、市民が環境に配慮した商品やサービスを選択できる環境づくりを推進する。
製品プラスチック一括回収	令和5年4月から製品プラスチックと容器包装の一括回収を実施し、家庭から出るプラスチック資源の分別・リサイクルを一層促進する。
ペットボトルの水平リサイクル推進	さらなるプラスチック資源の有効利用に向け、事業者と連携し、ペットボトルから新たなペットボトルへと繰り返しリサイクルを行う水平リサイクルを推進する。

紙類定期回収事業	ごみ集積所を活用した古紙類の定期回収を全市で実施するとともに、市民に更なる分別の働きかけを行い、紙類のリサイクルを推進する。
集団資源回収事業	子供会や町内会などの地域団体が行う古紙類、布類、アルミ缶、リターナブルびんの回収活動に対し、奨励金の交付や保管庫の無償貸出等の支援を行う。
紙類拠点回収事業	古紙類を随時持ち込むことができる紙類回収拠点を公共施設や商業施設及び民間事業所等に設置し、紙類のリサイクルを推進する。
難再生古紙の拠点回収事業	既存の古紙再生ルートではリサイクルが困難な紙類（ヨーグルト容器等）について、区役所や市民センター等に設置する資源回収庫で回収しリサイクルを行う。
店頭回収の推進	店頭回収を実施している店舗や回収品目について市ホームページに掲載する等周知広報を行うことにより、店頭回収を推進する。
事業系一般廃棄物の減量等の指導	展開検査装置を活用し、清掃工場に搬入される事業ごみについて内容物検査を実施し、検査結果に基づき排出事業者への適正排出を指導する。 また、事業用大規模建築物の所有者、多量排出事業者等に対し、廃棄物の減量・適正処理に関する計画書の提出や立入指導を行う。
環境配慮事業者認定事業	ごみの減量・リサイクルをはじめ、環境配慮に取り組む事業者を「エコにこマイスター」、「エコにこゴールドマイスター」として認定し、事業者の取り組みを促進する。
情報発信の充実	ごみの分別や排出ルールについて広く周知するため、市政だより、ホームページ、啓発リーフレット、ごみ分別アプリやSNS等を活用し、きめ細やかな周知広報を行う。また、ごみ減量キャラクター「ワケルくんファミリー」を活用して、分かりやすい情報発信に努める。
排出ルールの周知徹底	仙台市のごみ排出ルールを正しく周知するため、増加する外国人や市外からの転入者など、ターゲットを絞った効果的な啓発を行う。
リサイクルプラザの運営	市民のごみ減量・リサイクルや適正処理への意識向上を図るため、不要になった家具や衣類等の展示・提供や、リサイクルに関する分別講座等を実施する。
環境施設見学バスの運行	環境教育を推進するため、市立のすべての小学校4年生を対象に、清掃工場で見学を受け入れるほか、町内会等と対象に、環境施設を見学するバス（「ワケルくんバス」）を運行し、施設見学会を開催する。
クリーン仙台推進員事業	地域でのごみの適正排出や減量・リサイクルの推進等のリーダー役として、町内会からの推薦に基づき委嘱し、地域における自主的な活動を支援する。
安定的なごみ処理体制の確保	ごみ処理施設を計画的に整備・維持管理するとともに、将来にわたって安定的な収集運搬や処理体制の確保に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

(1) 分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類

現在実施している缶・びん・ペットボトル・その他のプラスチック・段ボール・紙パック・その他の紙の分別収集の状況、紙類定期回収事業、中間処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、下表左欄のとおりとする。

(2) 収集に係る分別の区分

現在実施している缶・びん・ペットボトル・その他のプラスチック・段ボール・紙パック・その他の紙の収集方法を基本に、紙類定期回収事業、市民の利便性や協力度、収集効率及び中間処理施設の状況等を勘案し、下表右欄のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール缶	缶
アルミ缶	
無色のガラスびん	びん
茶色のガラスびん	
その他のガラスびん	
ペットボトル	ペットボトル
その他のプラスチック	プラスチック製容器包装
段ボール	段ボール
紙パック	紙パック
その他の紙	雑がみ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	1,170t		1,120t		1,060t		1,010t		970t	
アルミ缶	2,700t		2,770t		2,850t		2,920t		2,990t	
無色のガラスびん	(合計) 2,420t		(合計) 2,400t		(合計) 2,400t		(合計) 2,380t		(合計) 2,360t	
	(引渡) 2,323t	(独自処理) 97t	(引渡) 2,304t	(独自処理) 96t	(引渡) 2,304t	(独自処理) 96t	(引渡) 2,285t	(独自処理) 95t	(引渡) 2,266t	(独自処理) 94t
茶色のガラスびん	(合計) 2,290t		(合計) 2,210t		(合計) 2,120t		(合計) 2,050t		(合計) 1,970t	
	(引渡) 2,015t	(独自処理) 275t	(引渡) 1,945t	(独自処理) 265t	(引渡) 1,866t	(独自処理) 254t	(引渡) 1,804t	(独自処理) 246t	(引渡) 1,734t	(独自処理) 236t
その他のガラスびん	(合計) 2,520t		(合計) 2,540t		(合計) 2,560t		(合計) 2,570t		(合計) 2,580t	
	(引渡) 2,318t	(独自処理) 202t	(引渡) 2,337t	(独自処理) 203t	(引渡) 2,355t	(独自処理) 205t	(引渡) 2,364t	(独自処理) 206t	(引渡) 2,374t	(独自処理) 206t
ペットボトル	(合計) 5,020t		(合計) 5,130t		(合計) 5,250t		(合計) 5,410t		(合計) 5,550t	
	(引渡) 2,016t	(独自処理) 3,004t	(引渡) 2,104t	(独自処理) 3,026t	(引渡) 2,200t	(独自処理) 3,050t	(引渡) 2,328t	(独自処理) 3,082t	(引渡) 2,440t	(独自処理) 3,110t
その他のプラスチック	(合計) 13,104t		(合計) 13,104t		(合計) 13,104t		(合計) 13,104t		(合計) 13,104t	
	(引渡) 13,104t	(独自処理) 0t	(引渡) 13,104t	(独自処理) 0t	(引渡) 13,104t	(独自処理) 0t	(引渡) 13,104t	(独自処理) 0t	(引渡) 13,104t	(独自処理) 0t
段ボール	11,200		11,610t		12,010t		12,320t		12,690t	
紙パック	50t		50t		50t		40t		40t	
その他の紙	(合計) 5t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 6t		(合計) 7t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 5t	(引渡) 0t	(独自処理) 6t	(引渡) 0t	(独自処理) 6t	(引渡) 0t	(独自処理) 6t	(引渡) 0t	(独自処理) 7t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

資源化量の実績値等から、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量を算出する。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現在実施している缶・びん・ペットボトル・その他のプラスチック・段ボール・紙パック・その他の紙の収集体制を継続し、市民・事業者・市の役割分担の下、それぞれが分別収集の主体となって取り組んでいく。

容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬	選別・保管
スチール缶	缶	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 許可業者による収集（店頭回収分を含む） 集団資源回収（アルミ缶、リターナブルびんに限る） 自己搬入 	市・民間業者
アルミ缶			
無色のガラスびん	びん		
茶色のガラスびん			
その他のガラスびん			
ペットボトル	ペットボトル		
その他のプラスチック	プラスチック製容器包装	市による定期収集	市
段ボール	段ボール	<ul style="list-style-type: none"> 市による定期収集 市の施設等での拠点回収 集団資源回収 	民間業者
紙パック	紙パック		
その他の紙	雑がみ		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

既存の設備・施設等を活用する。

容器包装廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	缶	プラスチック製 回収容器 (※)	平ボディ車	市の資源化 センター 許可業者等の 中間処理施設 (選別・圧縮・ 梱包・保管)
アルミ缶				
無色のガラスびん	びん			
茶色のガラスびん				
その他のガラスびん				
ペットボトル	ペットボトル			
その他のプラスチック	プラスチック製 容器包装	指定袋	パッカー車	
段ボール	段ボール	それぞれ ひもで縛る	平ボディ車 パッカー車	民間業者の施設
紙パック	紙パック			
その他の紙	雑がみ			

※ 許可業者による回収においては、収集容器として袋も使用する。